

理事会決議事項

内容	根拠	議決数			
		過半数	三分の二		
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	第45条の13 第2項第1号 定款例第26条	【法】社会福祉法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第45条の9第10項の準用 一般法人法181条	【一般】第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。 1.評議員会の日時及び場所 2.評議員の目的である事項があるときは、当該事項 3.前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集	定款第13条	【定款】(招集)第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。	○	
	理事会の招集権者とする	第45条の14	【法】理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は、理事会で定めたときは、その理事が招集する。	○	
	定款施行細則の決定	定款第44条	【定款】(施行細則)第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	第45条の13 第4項第4号	【法】従たる事務所その他重要な組織の配置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	第45条の13 第5項	【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備	○	
	競争及び利益相反取引の制限	第45条の16準用 一般法人法 第84条第1項	【一般】第84条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○	
	臨機の措置	定款第37条	【定款】(臨機の措置) 第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は、権利の放棄をしようとするときは、理事総会の三分の二以上の同意がなければならない。		○ (理事総数の三分の二)
役員等に等関のする任事・項解	理事長の選定・解職	第45条の13 第2項第3号 定款第26条	【法】理事長の選定及び解職	○	
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	第45条の13 第4項第4号	【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産処分及び譲受け	第45条の13 第4項第1項	【法】重要な財産の処分及び譲受け	○	
	多額の財産	第45条の13 第4項第2号	【法】多額の借財	○	
	事業計画及び収支予算書等の承認あるいは決議	定款第33条	【定款】(事業計画及び収支予算)第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○	
	事業計画及び計算書類の承認	第45条の28 第3項 定款第34条	【法】3 第1項又は前項の監査を受けた計画書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。【定款】(事業報告及び決算)第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1)事業報告 (2)事業報告の明細書 (3)貸借対照表 (4)収支計画書(資金収支計画書及び事業活動計算書) (5)貸借対照表及び収支計画書(資金収支計画書及び事業活動計画書)の明細書 (6)財産目録	○	
	基本財産の処分	定款第31条	【定款】(基本財産の処分) 第31条 基本財産を処分し、又は、担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、川崎市の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、川崎市の承認は、必要としない。	○	
	資産の管理	定款第32条	【定款】(財産の管理) 第32条 この法人の資産は、理事長の定める方法により、理事長が管理する。	○	
	会計処理の基準	定款第36条	【定款】(会計処理の基準) 第36条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。	○	

内容		根拠		議決数	
				過半数	三分の二
その他	社会福祉法第45条の20 第4項に規定する責任の免除	第45条の20準用 一般法人第114条	【一般】第114条 第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。	○	
	公益事業の運営に関する事項	定款	【定款】第7章 公益を目的とする事業(種別)第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。 (1)訪問看護事業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。		○ (理事総数の3分の2)
	その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項				○
その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃				○	

凡例

【法】社会福祉法

【一般】一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

【定款】社会福祉法人美生会定款